

物価高騰重点支援給付金 (1世帯あたり10万円)のご案内

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対する重点支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯を支援するものです。
※本給付金は、**差押禁止等及び非課税の対象**となります。
- 給付金を受け取るためには、**申請書の提出が必要**です。
- 支給対象となる世帯は、**令和5年12月1日（基準日）**時点で、塩尻市に住民登録がある人で構成される世帯です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

■ 給付金の支給時期

申請書を福祉課窓口で受理した日から**3週間後**が目安です。

申請書の提出が必要な世帯

世帯員に**18歳以上65歳未満の未申告者がいる世帯**の方は、**申請書の提出が必要**です。

- 令和5年1月1日時点でお住まいだった市区町村にて、未申告に該当する方全員が住民税の申告を行ってください。
- 住民税申告の結果、**令和5年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも1人が均等割のみ課税の世帯**となれば、支給要件を満たすため、申請いただけます。
- **提出方法**：塩尻市ホームページの「物価高騰重点支援給付金」にある申請書を提出してください。
市ホームページ <https://www.city.shiojiri.lg.jp/>
- **提出期限**：令和**6年5月15日（水）**